

定価(消費税込)一箇年 一七、二八〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第二十三号

令和元年

九月十八日

水曜日

目次

規則

○山梨県立文学館の設備器具の使用料の額を定める規則の一部を改正する規則……………一

規則

山梨県規則第十一号

山梨県立文学館の設備器具の使用料の額を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年九月十八日

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県立文学館の設備器具の使用料の額を定める規則の一部を改正する規則

山梨県立文学館の設備器具の使用料の額を定める規則(平成元年山梨県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「二、八〇〇円」を「二、八六〇円」に、「二二〇円」を「三三〇円」に、「一、七八〇円」を「一、八二〇円」に、「三、四五〇円」を「三、五二〇円」に、「七、〇二〇円」を「七、一五〇円」に改める。

附則

この規則は、令和元年十月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番